

## 随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月  
独立行政法人空港周辺整備機構

### 1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行する。

#### 【全体】

|                                  |       | 平成18年度実績             |                        | 見直し後                |                        |
|----------------------------------|-------|----------------------|------------------------|---------------------|------------------------|
|                                  |       | 件数                   | 金額(百万円)                | 件数                  | 金額(百万円)                |
| 事務・事業を取り止めたもの<br>(18年度限りのものを含む。) |       |                      |                        | ( - )<br>-          | ( - )<br>-             |
| 一般競争入札等                          | 競争入札  |                      |                        | ( 60% )<br>18       | ( 9% )<br>60           |
|                                  | 企画競争等 | ( 13% )<br>4         | ( 15% )<br>93          | ( 13% )<br>4        | ( 15% )<br>93          |
| 随意契約                             |       | ( 87% )<br>25<br>※ 1 | ( 85% )<br>91<br>※ 450 | ( 27% )<br>7<br>※ 1 | ( 76% )<br>31<br>※ 450 |
| 合 計                              |       | (100%)<br>30         | (100%)<br>634          | (100%)<br>30        | (100%)<br>634          |

※は外数であり、国有財産買入れ契約（1件、450百万円）によるもの。

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれを四捨五入しているため合計に合致しない場合がある

### 【同一所管法人等】

|                                  |       | 平成18年度実績    |             | 見直し後        |             |
|----------------------------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                                  |       | 件数          | 金額(百万円)     | 件数          | 金額(百万円)     |
| 事務・事業を取り止めたもの<br>(18年度限りのものを含む。) |       |             |             | ( - )<br>-  | ( - )<br>-  |
| 一般競争入札等                          | 競争入札  |             |             | (100%)<br>1 | (100%)<br>1 |
|                                  | 企画競争等 | ( - )<br>-  | ( - )<br>-  | ( - )<br>-  | ( - )<br>-  |
| 随意契約                             |       | (100%)<br>1 | (100%)<br>1 | ( - )<br>-  | ( - )<br>-  |
| 合 計                              |       | (100%)<br>1 | (100%)<br>1 | (100%)<br>1 | (100%)<br>1 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれを四捨五入しているため合計に合致しない場合がある

### 【同一所管法人等以外の者】

|                                  |       | 平成18年度実績            |                       | 見直し後               |                      |
|----------------------------------|-------|---------------------|-----------------------|--------------------|----------------------|
|                                  |       | 件数                  | 金額(百万円)               | 件数                 | 金額(百万円)              |
| 事務・事業を取り止めたもの<br>(18年度限りのものを含む。) |       |                     |                       | ( - )<br>-         | ( - )<br>-           |
| 一般競争入札等                          | 競争入札  |                     |                       | ( 59%)<br>17       | ( 9%)<br>59          |
|                                  | 企画競争等 | ( 14%)<br>4         | ( 15%)<br>93          | ( 14%)<br>4        | ( 15%)<br>93         |
| 随意契約                             |       | ( 86%)<br>24<br>※ 1 | ( 85%)<br>90<br>※ 450 | ( 27%)<br>7<br>※ 1 | (76%)<br>31<br>※ 450 |
| 合 計                              |       | (100%)<br>29        | (100%)<br>633         | (100%)<br>29       | (100%)<br>633        |

※は外数であり、国有財産買入れ契約（1件、450百万円）によるもの。

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれを四捨五入しているため合計に合致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、平成19年4月1日に改正し、国と同じ基準で行っている。

- ・その他役務のうち、「設計・測量・調査・試験等」を「250万円を超えないもの」から「100万円を超えないもの」に変更

(3) 随意契約の公表基準について、以下のとおり改正した。

- ・一般競争契約の「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」について、平成19年10月1日より公表
- ・随意契約の「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」・「再就職役員の数」について、平成19年10月1日より公表

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成19年度末までに以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行する。

(1) 総合評価方式の導入

- ① 総合評価落札方式による一般競争入札の導入を可能とするため、総合評価方式のガイドラインを策定する。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成  
総合評価方式を採用するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。

(2) 複数年度契約の拡大

新規に調達する電子複写機、電子計算機等のOA機器（周辺機器を含む）に係る賃貸借契約及び保守契約については、平成19年度より、順次、一般競争入札による複数年度契約に移行している。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の導入やホームページを活用した仕様書の配布方法等について検討を行う。

(4) 随意契約の審査体制の強化

随意契約ができる限度額を超える随意契約の審査体制を強化するため、規程を制定し、「随意契約審査会」を設置する。

3. その他の取り組み

(1) 一般競争入札方式の対象範囲の拡大

- ① 工事においては1千万円以上を一般競争入札方式の対象としているが、平成19年度末までに基準を改正し、平成20年度からは随意契約ができる限度額を超える全ての工事について、一般競争入札方式によることとする。
- ② 調査・設計・測量等の設計コンサルタント業務についても直ちに一般競争入札に移行する。